

事 務 連 絡
令和2年（2020年）3月2日

熊本市薬剤師会会長 様
日本チェーンドラッグストア協会
熊本県支部長 様

熊本市保健所長 長野 俊郎
(公印省略)

消毒用エタノールと燃料用アルコールの販売の取違いについて（周知依頼）

日頃から、熊本市の薬務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

今般、新型コロナウイルスの消毒に効果があるとされる消毒用エタノールと、メタノールが含まれる燃料用アルコールを間違えて購入される事例が報道されています。

メタノールは、間違えて吸入、誤飲すると、嘔気・嘔吐、失明、腎不全等の中毒や死亡の恐れもあり、人体に有害です。またその原液は、毒物及び劇物取締法で「劇物」に指定されております。

つきましては、消毒用エタノールと間違えて、燃料用アルコール（メタノール）を販売することがないように、貴会会員へ周知していただきますようよろしくお願いいたします。

| |
|--|
| 問い合わせ先 熊本市保健所 医療政策課 担当 馬場 篠塚 TEL 096-364-3186 FAX 096-371-5172 |
|--|